平成29年12月15日に公布された旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）により、旅館業法（昭和23年法律第138号）が一部改正され、旅館業におけるホテル営業の設備構造基準及び旅館営業の設備構造基準が旅館・ホテル営業の設備構造基準に統合されるとともに、設備構造基準及び衛生措置基準が緩和されました。

　これに伴い、下記のとおり高知県旅館業法施行細則（平成５年３月31日規則第21条）を一部改正します。

記

○高知県旅館業法施行細則第６条第１号から第６号で定める様式に、営業種別の統合等を反映する。